

秋田県警察の組織に関する訓令を次のように定める。

秋田県警察の組織に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第12条、第14条及び第18条の規定に基づき、秋田県警察の組織に関する細目的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察本部 規則第2条第1号に掲げる警察本部をいう。
- (2) 課等 規則第2条第4号に掲げる課等をいう。
- (3) 学校 規則第2条第5号に掲げる学校をいう。
- (4) 警察署 規則第2条第2号に掲げる警察署をいう。
- (5) 所属 課等、学校及び警察署を総称していう。
- (6) 所属長 所属の長をいう。

(庶務担当課)

第2条の2 規則第3条第1項の表に規定する部に置く課等のうち、警務課、生活安全企画課、刑事企画課、交通企画課及び公安課を庶務担当課とする。

2 庶務担当課は、所属する部の所掌事務に関し、業務の総合調整及び取りまとめ等その他部内各課等の所掌に属しない事務を所掌するものとする。

3 庶務担当課に置く庶務係は、所属する部の課等の庶務に関する事務を所掌するものとする。

(警察本部及び学校に置く職等)

第3条 警察本部の課等及び学校に置く職及び職務並びに係は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

(警察署に置く職等)

第4条 警察署に置く職及び職務並びに係は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

2 前項に基づき置く課又は係の所掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。

(部、課、警察署付等)

第5条 必要に応じ、部、課等、警察署又は警察署の課（以下「部等」という。）に、それぞれ部付、課付、警察署付又は警察署の課付（以下「部付等」という。）を置く。

2 部付等は、上司の命を受け、部等の特定の事務を処理し、上司を補佐する。

(任命)

第6条 所属の内部組織に置く職への任命は、次の各号により行う。

- (1) 警部以上の警察官又はこれに相当する警察行政職員をもって充てる職については、警察本部長（以下「本部長」という。）が命ずる。
- (2) 前号以外の職については、あらかじめ本部長の承認を得て所属長が命ずる。

(交番等又は駐在所の設置等)

第7条 警察署長は、交番その他の派出所又は警察官駐在所の設置、統合廃止、移転若しくは名称、所管区等の変更の必要が生じたときは、次の各号に掲げる事項を本部長に上申しなければならない。

- (1) 設置、統合廃止又は名称、所管区等の変更の内容及び理由
 - (2) 所要経費及び財源
 - (3) 関係住民の意向
 - (4) 図面その他の資料
 - (5) その他参考事項
- (臨時交番等の設置)

第8条 警察署長は、必要があると認めるときは、本部長の承認を得て臨時に交番、警察官駐在所又は警備派出所若しくは交通検問所を設けることができる。

2 前条の規定は、前項に定める承認を申請する場合に準用する。

附 則

この訓令は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則 (昭和45年9月1日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和45年9月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月9日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和46年3月10日から施行する。

附 則 (昭和46年11月15日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和46年11月15日から施行する。

附 則 (昭和46年12月7日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和46年12月7日から施行する。

附 則 (昭和47年3月27日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和47年3月27日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月28日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和48年3月28日から施行する。

附 則 (昭和49年3月27日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和49年3月28日から施行する。

附 則 (昭和50年2月18日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和50年2月20日から施行する。

附 則 (昭和50年3月22日本部訓令第3号抄)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (昭和50年11月11日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年4月8日本部訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月24日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和52年3月25日から施行する。

附 則（昭和53年3月23日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月25日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和53年3月27日から施行する。

附 則（昭和54年3月6日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和54年3月9日から施行する。

附 則（昭和54年3月14日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月23日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和54年4月23日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第4条中別表第2の改正規定（五城目警察署に外勤課及び交通課を置く部分並びに森吉警察署に刑事課を置く部分に限る。）は、昭和55年3月28日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則（昭和57年3月23日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和57年3月26日から施行する。

附 則（昭和58年3月10日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和58年3月11日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和59年3月27日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日本部訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月10日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月2日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和62年4月2日から施行する。

附 則（昭和62年6月17日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月22日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和63年3月25日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和63年3月25日から施行する。

附 則（昭和63年10月5日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月24日本部訓令第3号）

この訓令は、平成元年3月27日から施行する。

附 則（平成元年 5 月 22 日本部訓令第 7 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 8 月 1 日本部訓令第 11 号）
この訓令は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 23 日本部訓令第 5 号）
この訓令は、平成 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 8 日本部訓令第 8 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 26 日本部訓令第 14 号）
この訓令は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日本部訓令第 4 号）
この訓令は、平成 5 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成 6 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 10 日本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成 7 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 22 日本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成 8 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 8 年 5 月 24 日本部訓令第 9 号）
この訓令は、平成 8 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成 9 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 9 年 5 月 30 日本部訓令第 9 号）
この訓令は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 12 日本部訓令第 10 号）
この訓令は、平成 9 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 27 日本部訓令第 8 号）
この訓令は、平成 10 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 10 年 10 月 1 日本部訓令第 11 号）
この訓令は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 11 日本部訓令第 13 号）
この訓令は、平成 11 年 3 月 11 日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 21 日本部訓令第 15 号）
この訓令は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日本部訓令第 5 号）
この訓令は、平成 12 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 22 日本部訓令第 33 号）
この訓令は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 6 日本部訓令第 13 号）
この訓令は、平成 13 年 3 月 8 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月28日本部訓令第18号）

この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月26日本部訓令第11号）

この訓令は、平成14年 3 月27日から施行する。

附 則（平成15年 3 月10日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成15年 3 月10日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 1 月30日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成16年 2 月 2 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月23日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成16年12月24日本部訓令第29号）

この訓令は、平成17年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 8 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成17年 3 月10日から施行する。

附 則（平成17年 3 月23日本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月16日本部訓令第26号）

この訓令は、平成17年 9 月20日から施行する。

附 則（平成17年 9 月30日本部訓令第29号）

この訓令は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月24日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成18年 3 月27日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 9 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定については、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年 4 月27日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成19年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年10月26日本部訓令第17号）

この訓令は、平成19年11月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月26日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 6 月27日本部訓令第12号）

この訓令は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月26日本部訓令第19号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年2月17日本部訓令第3号）

この訓令は、平成21年2月18日から施行する。

附 則（平成21年3月6日本部訓令第4号）

この訓令は、平成21年3月13日から施行する。

附 則（平成21年4月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日本部訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1地域課の項の改正規定は、同年3月29日から施行する。

附 則（平成23年3月11日本部訓令第6号）

改正 平成23年3月本部訓令第7号

この訓令は、秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（平成23年秋田県公安委員会規則第2号）の施行期日のうち、別に公安委員会規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定中別表第1地域課の項の改正規定、同項の次に通信指令課の項を加える改正規定及び別表第3の改正規定、第2条の規定、第3条の規定、第4条の規定中第22条の改正規定及び同条の次に第22条の2を加える改正規定並びに第5条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月12日本部訓令第7号）

この訓令は、平成23年3月12日から施行する。

附 則（平成24年3月7日本部訓令第1号）

この訓令は、平成24年3月16日から施行する。

附 則（平成24年11月9日本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年11月9日から施行する。

附 則（平成25年3月8日本部訓令第2号）

この訓令は、平成25年3月11日から施行する。

附 則（平成25年3月27日本部訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成26年3月25日から施行する。

附 則（平成26年10月17日本部訓令第16号）

この訓令は、平成26年10月17日から施行する。

附 則（平成27年3月13日本部訓令第3号）

この訓令は、平成27年3月13日から施行する。

附 則（平成28年3月22日本部訓令第7号）

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（平成28年3月25日本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日本部訓令第24号）

この訓令は、平成28年9月27日から施行する。

附 則（平成29年3月10日本部訓令第4号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年3月10日から施行する。
（秋田県警察少年補導職員運用要綱の一部を改正する訓令）
- 2 秋田県警察少年補導職員運用要綱（平成19年秋田県警察本部訓令第24号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則（平成29年3月31日本部訓令第8号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日本部訓令第2号）
この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（令和元年9月20日本部訓令第19号）
この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日本部訓令第5号）
この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（。令和3年2月25日本部訓令第4号）
この訓令は、令和3年3月5日から施行する。ただし、第3条の規定中別表第1の第1項備考4の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日本部訓令第5号）
この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

附 則（令和5年3月3日本部訓令第5号）
この訓令は、令和5年3月10日から施行する。

附 則（令和6年3月22日本部訓令第14号）
この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

附 則（令和7年2月25日本部訓令第5号）
この訓令は、令和7年3月7日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1

組織	職	職務	階級又は種類
課等及び学校	主席調査官	命を受け、警察運営に関する重要事項について企画、調整等の事務を掌理する。	警視又は警察行政職員
	調査官	課等又は学校の事務のうち、特に命じられた事務を掌理する。	
総務課	公安委員会補佐室長	命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	警視
広報広聴課	県民安全相談センター長	命を受け、県民安全相談センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。	

	情報公開センター長	命を受け、情報公開センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。	
警務課	警察運営企画室長	命を受け、警察運営企画室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
	採用センター長	命を受け、採用センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。	
	犯罪被害者支援室長	命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
	企画官	命を受け、警察運営一般に関する企画及び調整に関する事務を掌理する（警察運営企画室長の事務に係るものを除く。）。	
デジタル推進課	デジタル推進官	命を受け、D Xに関する企画及び調整に関する事務を掌理する。	
教養課	捜査実践教養室長	命を受け、捜査実践教養室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
	取調べ監督室長	命を受け、取調べ監督室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
デジタル推進課	照会センター所長	命を受け、照会センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。	警察行政職員
会計課	監査室長	命を受け、監査室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
	施設管理室長	命を受け、施設管理室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
厚生課	健康管理室長	命を受け、健康管理室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
生活安全企画課	安全・安心まちづくり支援対策官	命を受け、県民の自主的な地域安全活動の支援に関する事務を掌理する。	警視
	許可等事務担当室長	命を受け、許可等事務担当室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
人身安全対策課	子供・女性・高齢者安全対策官	命を受け、子供・女性・高齢者の安全対策に関する事務を掌理する。	
	少年サポートセンター長	命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。	警察行政職員
刑事企画課	刑事指導官	命を受け、刑事警察実務の指導に関する事務を掌理する。	警視
	取調べ指導官	命を受け、取調べの指導に関する事務を掌理する。	
	傍受指導官	命を受け、通信傍受の指導に関する事務を	

		掌理する。	
捜査支援分析課	機動捜査隊長	命を受け、機動捜査隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。	
捜査第一課	組織窃盗対策官	命を受け、組織窃盗捜査の指揮及び指導に関する事務を掌理する。	
	統括検視官	命を受け、死体の検視、見分、検証等の事務を掌理する。	
	性犯罪捜査指導官	命を受け、性犯罪捜査の指揮及び指導に関する事務を掌理する。	
捜査第二課	財務捜査室長	命を受け、財務捜査室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
	特捜指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を有する知能犯罪の捜査における指導並びに教養に当たる。	
組織犯罪対策課	組織犯罪捜査室長	命を受け、組織犯罪捜査室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
	意見聴取官	命を受け、指定暴力団員に対する措置命令等に係る意見聴取に関する事務を掌理する。	
	保護対策官	命を受け、暴力団による危害を被るおそれのある者の保護に関する事務を掌理する。	
交通規制課	交通管制センター所長	命を受け、交通管制センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。	
	交通管制官	命を受け、交通管制に関する事務を掌理する。	警察行政職員
交通指導課	交通機動隊長	命を受け、交通機動隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。	警視
	交通反則通告センター所長	命を受け、交通反則通告センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。	
	通告官	命を受け、交通反則通告行為の処理に関する事務を掌理する。	
	交通事故事件捜査統括官	命を受け、専門的な知識及び技能を要する交通事故事件の捜査を統括し、当該交通事故事件の捜査における指導及び教養に当たる。	
警備課	警衛・警護室長	命を受け、警衛・警護室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
	航空隊長	命を受け、航空隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。	
刑事部課等	広域捜査官	命を受け、広域重要事件の捜査に関する事務を掌理する。	
部及び学校	監察補佐官	命を受け、部及び学校の監察に関する事務	

		を処理し、主任監察官を補佐する。	
課等及び学校	主幹	命を受け、課等又は学校の所掌事務のうち、専門的事項に係る事務を処理し、課長等又は学校長を補佐する。	警察行政職員
警備課	災害対策官	命を受け、災害警備その他災害等の対策に関する事務を掌理する。	警視又は警部
学校	科長	命を受け、学校の事務を処理し、学校長を補佐する。	警部又は警察行政職員
課等	指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導に当たる。	
	課長補佐、隊長補佐、所長補佐又はセンター長補佐	命を受け、課等の事務を処理し、課長等を補佐する。	
地域課	鉄道警察隊長	命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。	警部
	機動警察隊長	命を受け、機動警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。	
	鉄道警察隊副隊長	命を受け、鉄道警察隊の事務を処理し、隊長を補佐する。	
	機動警察隊副隊長	命を受け、機動警察隊の事務を処理し、隊長を補佐する。	
通信指令課	通信指令官	命を受け、通信指令課の事務を処理し、通信指令課長を補佐する。	
人身安全対策課	少年保護対策室長	命を受け、少年保護対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	
生活環境課	生活環境特捜班長	命を受け、生活環境特捜班の事務を処理し、生活環境課長を補佐する。	
捜査支援分析課	機動捜査隊副隊長	命を受け、機動捜査隊の事務を掌理し、隊長を補佐する。	
	広域機動捜査班長	命を受け、広域機動捜査班の事務を処理する。	
捜査第一課	強行特捜班長	命を受け、強行特捜班の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。	
	検視官	命を受け、死体の検視、見分、検証等の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。	
捜査第二課	知能特捜班長	命を受け、知能特捜班の事務を処理し、捜査第二課長を補佐する。	
組織犯罪対策	匿・流特捜班	命を受け、匿・流特捜班の事務を処理し、	

課	長	組織犯罪対策課長を補佐する。	
	暴力特捜班長	命を受け、暴力特捜班の事務を処理し、組織犯罪対策課長を補佐する。	
	薬物銃器特捜班長	命を受け、薬物銃器特捜班の事務を処理し、組織犯罪対策課長を補佐する。	
	特殊詐欺連合捜査班長	命を受け、特殊詐欺連合捜査班の事務を処理し、組織犯罪対策課長を補佐する。	
鑑識課	機動鑑識班長	命を受け、機動鑑識班の事務を処理し、鑑識課長を補佐する。	
交通企画課	交通事故分析官	命を受け、交通事故の分析及び統計並びに交通事故情報管理システムの運用に関する事務を掌理する。	
交通指導課	交通機動隊副隊長	命を受け、交通機動隊の事務を掌理し、隊長を補佐する。	
	被害者連絡調整官	命を受け、交通事故の被害者及びその家族に対する被害者支援における連絡調整並びに当該被害者支援に関する指導及び教養に当たる。	
高速道路交通警察隊	分駐隊長	命を受け、分駐隊の事務を処理し、高速道路交通警察隊長を補佐する	
警備課	航空隊副隊長	命を受け、航空隊の事務を処理し、隊長を補佐する。	
課等及び学校	主任専門官	命を受け、課の事務のうち、高度かつ専門的な技術、知識及び技能を要する事務を処理する。	警察行政職員
	主任専門研究員	命を受け、高度かつ専門的な法医、理化学等の鑑定及び研究をつかさどる。	
	シニアアドバイザー	命を受け、係の事務のほか、専門的な知識及び技能を要する事務を処理し、職員の育成をつかさどる。	警部補
	係長、小隊長又は班長	命を受け、係（隊、班）の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部補又は警察行政職員
	専門官	命を受け、係の事務のうち、専門的な技術、知識及び技能を要する事務を処理する。	警察行政職員
	専門研究員	命を受け、専門的な法医、理化学等の鑑定及び研究をつかさどる。	
	主任又は分隊長	命を受け、係（隊、班）の事務を処理し、係（隊、班）員を指揮監督する。	巡査部長又は警察行政職員

	主任研究員	命を受け、困難な法医、理化学等の鑑定及び研究に従事する。	警察行政職員
	研究員	命を受け、法医、理化学等の鑑定及び研究に従事する。	
	係員、隊員又は班員	命を受け、係（隊、班）の事務に従事し、自己の職務を通じて巡査（巡査長たる巡査を除く。）の実務の指導に当たる。	巡査長
		命を受け、係（隊、班）の事務に従事する	巡査
	主事	命を受け、係の事務に従事する。	警察行政職員
	技師	命を受け、専門的技術に関する事務に従事する。	
人身安全対策課	少年育成支援官	命を受け、少年警察の事務に従事する。	
課等及び学校	主任管理技師	命を受け、相当の経験を必要とする技能業務、守衛業務又は労務に従事する。	
	管理技師	命を受け、技能業務、守衛業務又は労務に従事する。	

- 備考 1 指導官の職には、その担当する事務の名称を補足することができる。
- 2 監察補佐官には、庶務担当課の次長及び学校副校長をもって充てるものとする。
- 3 捜査実践教養指導官には、庶務担当課の次長をもって充てるものとする。
- 4 少年育成支援官には、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。）第2条第13号に規定する少年補導職員をもって充てるものとする。

2

所属	係等の名称
総務課	企画係、秘書係
公安委員会補佐室	公安委員会補佐係
広報広聴課	企画係、広報係、機関誌編集係、音楽隊
県民安全相談センター	相談係、広聴係
情報公開センター	情報企画係
警務課	庶務係、通信係、交換係、人事係、給与係、装備・車両係
警察運営企画室	企画第一係、企画第二係
採用センター	採用係
犯罪被害者支援室	被害者支援係
デジタル推進課	企画係、技術支援係、システム運用係、システム開発係、指導係、文書係
照会センター	照会係
留置管理課	企画係、管理係、支援係
監察課	企画係、監察係、訟務係、表彰係
教養課	企画係、職場・学校教養係、術科教養係

捜査実践教養室	捜査実践教養係
取調べ監督室	取調べ監督係
会計課	企画係、予算係、出納係、調度係
監査室	監査係
施設管理室	管財係、営繕係
厚生課	企画係、厚生係、福利係、共済係
健康管理室	健康管理係
生活安全企画課	庶務係、企画係、生活安全係、犯罪抑止対策係
許可等事務担当室	営業支援指導係
地域課	企画係、指導係、職務質問技能指導班、安全対策係
鉄道警察隊	鉄道警察係
機動警察隊	機動警察係
通信指令課	企画係、通信指令第一係、通信指令第二係、通信指令第三係
人身安全対策課	企画係、事案対処係、ストーカー・配偶者暴力対策係、行方不明・保護・高齢者対策係、子供・女性安全対策係
少年保護対策室	事件指導係、児童虐待対策係
少年サポートセンター	少年サポート係
生活環境課	企画係、生活環境特捜班
サイバー犯罪対策課	企画係、サイバーセキュリティ戦略係、人材育成係、捜査支援係、特別捜査係、重要インフラ対策係
刑事企画課	庶務係、企画係、指導係、手配共助係、犯罪統計係
捜査支援分析課	企画係、情報分析係
機動捜査隊	機動捜査係、広域機動捜査班
捜査第一課	企画係、性犯罪捜査指導係、人身安全関連事案対策係、強行犯係、組織窃盗捜査班、火災犯係、検視係、広域捜査係、特殊事件係、科学捜査係、窃盗犯係、強行特捜班、盗犯特捜班
捜査第二課	企画係、知能犯第一係、知能犯第二係、知能犯第三係、知能特捜班
財務捜査室	財務捜査係
組織犯罪対策課	企画係、暴力団対策係、組織犯罪事件係、国際捜査係
組織犯罪捜査室	匿・流特捜班、暴力特捜班、薬物銃器特捜班、特殊詐欺連合捜査班
鑑識課	企画係、機動鑑識班、警察犬係、指紋係、写真係、足痕跡係
科学捜査研究所	企画係、法医係、化学係、物理係、文書係、心理係、現場科学検査班
交通企画課	庶務係、企画係、安全教育係、事故分析・高齢者対策係
交通規制課	企画係、規制第一係、規制第二係

交通管制センター	安全施設係、交通管制係	
交通指導課	企画係、指導取締第一係、指導取締第二係、交通捜査係、交通鑑識係	
交通機動隊	機動取締係	
交通反則通告センター	反則通告係	
運転免許センター	庶務係、企画係、管理第一係、管理第二係、行政処分係、講習係、試験係、教習所係	
高速道路交通警察隊	庶務係、企画係、管理係、被害者支援係、高速係、十和田分駐隊、二ツ井分駐隊、横手分駐隊	
公安課	庶務係、企画係、資料係、情報第一係、情報第二係、情報第三係、情報第四係、事件係	
外事課	企画係、外事第一係、外事第二係、外事事件・特捜係	
警備課	企画係、災害対策係、警備実施係、警備事件係	
警衛・警護室	警護係、警衛総括係、警衛対策第一係、警衛対策第二係	
航空隊	飛行係、整備係、特務係	
機動隊	庶務係、企画係、教養・訓練係、装備・車両係	
学校	庶務科	庶務係、寮務係
	教務科	企画係、教務第一係、教務第二係、一般教養係
	学生科	指導第一係、指導第二係
	術科教養科	術科教養係

- 備考 1 生活安全部生活安全企画課の特殊詐欺被害予防対策に関する事務の担当者は、刑事部組織犯罪対策課の特殊詐欺担当係を兼務するものとする。
- 2 警察署の本務が留置管理係で階級が巡査部長以下の警察官は、警務部留置管理課に置く係を兼務するものとする。
- 3 警察署地域課の階級が巡査部長以下の女性警察官は、警務部留置管理課に置く係を兼務するものとする。
- 4 警備部警備課の航空隊に関する事務の担当者は、生活安全部地域課の安全対策係を兼務するものとする。
- 5 高速道路の通行区間を管轄する警察署交通課の警部補以下の警察官は、交通部高速道路交通警察隊に置く係を兼務するものとする。
- 6 交通部運転免許センターに置く庶務係は、交通部交通指導課の庶務に関する事務を所掌するものとする。

別表第2（第4条関係）

1

職	職務	階級又は種類
主席調査官	命を受け、警察署の運営に関する重要事項について企画、調整等の事務を掌理する。	警視又は警察行政職員
調査官	警察署の事務のうち、特に命じられた事務を掌理	

	する。	
刑事官	命を受け、警察署における警察本部刑事部、生活安全部（地域課及び通信指令課に関する事務を除く。）に属する事務及び警備部の犯罪の取締りに関する事務を総括し、署長を補佐する。	警視
地域交通官	命を受け、警察署における警察本部生活安全部地域課及び通信指令課、交通部及び警備部警備課（警備実施に関する犯罪の取締りに関する事務を除く。）に属する事務を総括し、署長を補佐する。	
会計官	命を受け、警察署における警察本部警務部会計課に属する事務を総括し、署長を補佐する。	警察行政職員
主幹	命を受け、課等の所掌事務のうち、専門的事項に係る事務を処理する。	
課長	命を受け、警察署における課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部又は警察行政職員
主任専門官	命を受け、課の事務のうち、高度かつ専門的な技術、知識及び技能を要する事務を処理する。	警察行政職員
課長代理	命を受け、警察署における課の事務を処理し、課長を補佐する。	警部補
交番所長	命を受け、交番の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部又は警部補
係長	命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部補又は警察行政職員
専門官	命を受け、係の事務のうち、専門的な技術、知識及び技能を要する事務を処理する。	警察行政職員
警備派出所長	命を受け、警備派出所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部補
駐在所長	命を受け、駐在所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	
主任	命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	巡査部長又は警察行政職員
係員	命を受け、係の事務を処理し、自己の勤務を通じて巡査（巡査長たる巡査を除く。）の実務の指導に当たる。	巡査長
	命を受け、係の事務に従事する。	巡査
主事	命を受け、係の事務に従事する。	警察行政職員
技師	命を受け、専門的技術に従事する。	
少年育成支援官	命を受け、少年警察の事務に従事する。	
主任管理技師	命を受け、相当の経験を必要とする技能業務又は	

	労務に従事する。	
管理技師	命を受け、技能業務又は労務に従事する。	

備考 少年育成支援官には、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。）第2条第13号に規定する少年補導職員をもって充てるものとする。

2

所属	課の名称	係の名称
秋田中央警察署	警務課	広報広聴係、警務係、被害者支援係、厚生係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係、遺失物係
	生活安全課	生活安全係、人身安全対策係、少年係、生活環境係
	地域課	総務係、地域係、機動警ら係、警備実施係
	刑事第一課	庶務係、強行・窃盗犯係、鑑識係
	刑事第二課	知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	庶務係、交通企画係、交通安全教育係、交通規制係、交通指導係、交通捜査係
	警備課	警備係
大館警察署 能代警察署 五城目警察署 秋田臨港警察署 秋田東警察署 由利本荘警察署 大仙警察署 横手警察署 湯沢警察署	警務課	広報広聴係、警務係、被害者支援係、留置管理係（五城目警察署、由利本荘警察署及び湯沢警察署を除く。）
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、人身安全対策係、少年係
	地域課	地域係、機動警ら係、警備艇係（秋田臨港警察署に限る）
	刑事課	庶務係、強行・窃盗犯係、知能犯係、組織犯罪対策係、鑑識係
	交通課	交通規制係（五城目警察署を除く。）、交通指導係（五城目警察署を除く。）、交通捜査係（五城目警察署を除く。）、交通係（能代警察署、五城目警察署、由利本荘警察署及び横手警察署に限る。）
	警備課	警備係
鹿角警察署 北秋田警察署 男鹿警察署 仙北警察署	警務課	広報広聴係、警務係、被害者支援係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、人身安全対策係、少年係
	地域課	地域係、機動警ら係
	刑事課	庶務係、捜査係、鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係

別表第3（第4条関係）

課係	所掌事務
----	------

広報広聴係	警察本部警務部広報広聴課の所掌事務に関すること。
警務係	警察本部警務部総務課の所掌事務に関すること。 警察本部警務部警務課の所掌事務（犯罪被害者支援に関することを除く。）に関すること。 警察本部警務部デジタル推進課の所掌事務に関すること。 警察本部警務部留置管理課の所掌事務に関すること（鹿角警察署、北秋田警察署、五城目警察署、男鹿警察署、由利本荘警察署、仙北警察署及び湯沢警察署に限る。）。 警察本部警務部監察課の所掌事務に関すること。 警察本部警務部教養課の所掌事務に関すること。 警察本部警務部厚生課の所掌事務に関すること（秋田中央警察署を除く。）。
被害者支援係	警察本部警務部警務課の所掌事務のうち犯罪被害者支援に関すること。
留置管理係	警察本部警務部留置管理課の所掌事務に関すること。
会計係	警察本部警務部会計課の所掌事務（秋田中央警察署にあつては、遺失物に関することを除く。）に関すること。
遺失物係	警察本部警務部会計課の所掌事務のうち遺失物に関すること。
厚生係	警察本部警務部厚生課の所掌事務に関すること。
生活安全課	警察本部生活安全部の所掌事務に関すること（地域課の所掌事務に関することを除く。）。
地域課	警察本部生活安全部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。 警察本部警備部警備課の所掌事務のうち災害警備に関すること。
機動警ら係	警察本部生活安全部地域課の所掌事務のうち警ら用無線自動車による警らに関すること。
警備艇係	警察本部生活安全部地域課の所掌事務のうち警備艇の運用に関すること。
刑事課	警察本部刑事部の所掌事務に関すること。
刑事第一課	警察本部刑事部の所掌事務に関すること（刑事第二課の所掌事務に関することを除く。）。
刑事第二課	警察本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌事務に関すること。
交通課	警察本部交通部の所掌事務に関すること。
警備課	警察本部警備部の所掌事務（災害警備に関することを除く。）に関すること。